

◇大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告に係る添付書類を発行することができる主体が広がることから、当該添付書類の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和6年11月1日から施行することにしました。

(都市整備局市街地整備部住環境整備課)